

令和 6 年度

第 6 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和6年9月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和6年度第6回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 大多喜町農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告第3号 農地の使用貸借の解約通知について

報告第4号 利用権の終了について

<出席委員>（6名）

1番委員：加藤 浩明

2番委員：中村 康之

5番委員：井口 峰幸

6番委員：江澤 正久

8番委員：齊藤 一生

10番委員：渡辺 忠洋

<欠席委員>（4名）

3番委員：渡邊 さなえ

4番委員：森 久雄

7番委員：小高 一哲

9番委員：矢代 とみ江

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山)	開 会 (午後 1 時 31 分) 本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 6 年度第 6 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、6 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくお願いします。
議長 (渡辺会長)	(渡辺会長あいさつ) それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 5 番の井口委員と 6 番江澤委員をお願いします。 早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (寺井)	1 頁をお開きください。 議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 4 - 1。所在：面白地先 1 筆。地目：田。地積 565㎡。地種 2 種。申請人：町内の方。転用事由：申請地の近くにある養老川に遊歩道が完成し、申請人が居住する住宅地区に遊歩道を散策する観光客が増加している。自家用車で訪れる人達は付近に駐車場がないため路上駐車をする人もおり、付近の住民は迷惑をしている。そこで付近住民の要望を受け、早急に申請地を駐車場として整備するため、農地法の許可を事前に得なければならない事を知らずに工事を行ってしまった。申請地は砂利敷とし、埋立て等は行わず整地を行った。(始末書付き)

	事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	議案第1号、番号4-1については、加藤委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
加藤委員 (1番)	議案第1号、番号4-1について、8月26日1時頃に譲受人の代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現状は、砂利が敷かれ一部は土の状態となっておりました。 申請地の周辺は、すれ違いの出来ない狭い道路で車を駐車出来るような場所がない状況でした。 隣接の農地は、申請者の所有となっております。 許可前に実施してしまったことは、本人も反省しているとのことでした。 ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
井口委員 (5番)	駐車場は、有料なのですか。
事務局 (鈴木)	有料です。
井口委員 (5番)	営業でやる以上は、きちんと法規を守ってもらいたい。 そのため始末書付きとなっていると思うので、判明した時点で対応したことはいいことだと思います。
議長 (渡辺会長)	営業でやるやらないは、関係ないと思います。 事務局の考えはどうですか。
事務局 (鈴木)	会長の言ったとおり、営業かどうかは関係ありません。 個人の方の申請で、農地法を知らなかったとのことなので、始末書で対応しています。 悪質な場合等は、始末書で対応しない場合もあります。 こちらの案件は、普段の農地パトロールの中で委員が発見し指導を行い、始末書付きで申請されたもののため、普段からの農地パトロールのご協力をお願いします。

議 長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号４－１について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号４－１につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、議案第２号、「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ２頁をお開きください。
事 務 局 (寺 井)	議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第５条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号５－５。所在：大多喜地先１筆。地目：畑。地積188㎡。地種３種。譲渡人：いすみ市の方。譲受人：長柄町の企業。転用事由：ペットを飼いたい方向けの賃貸物件の需要は高いが供給が少ない。その為に申請地を取得し、ドッグラン付き住宅として価値を向上し提供したい為、ドッグラン設備を造成予定。現況の植物生育器材、パイプ等は撤去したのちにフェンスを設置する。権利内容：転用を伴う所有権移転。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	議案第２号、番号５－５については、小高委員が現地調査を担当されましたが欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (鈴 木)	議案第２号、番号５－５について、８月２６日午後小高委員、譲受人の代理人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現状は、販売目的のセコクを育てるために使用されていたそうです。 周辺の農地への影響はないと思われます。 周りはフェンスで囲むそうです。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。

井 口 委 員 (5 番)	ドッグランということなので、鳴き声等があると思うのですが、近隣の方への説明はされているのでしょうか。
事 務 局 (鈴 木)	直接会うことは出来ていないようですが、手紙でお知らせはしたそうです。 ドックランとなっていますが、商売ではなく一般の家庭の庭で犬が飼える位のことだそうです。
井 口 委 員 (5 番)	販売する用地なので、農地のままだと購入出来る人が限られるので、ドックランに転用するとのことなのですか。
議 長 (渡辺会長)	参考書類に書いてあるとおり、住宅に付加価値をつけて販売することだと思います。 他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号 5－5 について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 5－5 につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	3 頁をご覧ください。 議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。 番号 6－14。所在：大多喜地先 2 筆。地目：畑。地積 217 m²。 利用状況：隣地に建っていた家屋の増築部分として、昭和 52 年に建てられ使用されている。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 番号 6－14 については、小高委員が現地調査を担当されましたが欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	議案第 3 号 番号 6－14 について、8 月 26 日午後、小高委員と譲受人

(鈴 木)	の代理人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現状は、説明があつたとおり家が建っておりました。 議案第 2 号の土地と一体で賃貸か販売をしたいそうです。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようですので、番号 6 - 1 4 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 1 4 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第 4 号「大多喜町農用地利用集積計画について」を議題といたします。なお、本案件の 6 - 4 は〇〇委員自身が関係しているため、農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」の規定により、当該案件の審議の開始から終了までは江澤委員には退室していただきます。 (〇〇委員退室) 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	4 頁をご覧ください。 議案第 4 号 大多喜町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の作成にあたり、大多喜町長から決定を求められたので、次のとおり審議を求める。 番号 6 - 4 所在：西部田地先 1 筆。地目：田。地積：1,624 m²。 貸付人：町内の方。借受人：町内の方。借賃：0.31 俵／10a。期間：5 年間。新規。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第 4 号番号 6 - 4 は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議 場	———— 「異議なし」 の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第４号番号６－４は原案どおり決定することとします。〇〇委員の入室を認めます。 (〇〇委員入室)
事 務 局 (寺 井)	事務局の説明をお願いします。 番号６－５ 所在：湯倉地先４筆。地目：田。地積：3,205 ㎡。貸付人：茂原市の方。借受人：町内の方。借賃：０円。期間：10年間。更新。 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第４号番号６－５は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」 の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第４号番号６－５は原案どおり決定することとします。 続きまして、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	５頁をご覧ください。 議案第５号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画について、次のとおり促進計画案について審議を求める。 新規が２件です。 番号６－２４ 所在：三又地先８筆。地目：田。地積：9,349 ㎡。貸付人：勝浦市の方。借受人：町内の企業。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：０円。期間：５年間。 番号６－２５ 所在：久我原地先３筆。地目：田。地積：3,830 ㎡。貸付人：東京都の方。借受人：町内の企業。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：米 0.5 俵／10a。期間：５年間。 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。

議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明は以上です。 事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
	ご質問がないようですので、議案第 5 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第 5 号は原案どおり決定することとします。 議件は以上でございます。 それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。
事 務 局 (寺 井)	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。 資料のとおり 2 件の届出を受理しました。 あっせんの希望はありませんでした。 報告第 2 号 農地の転用事実に関する照会について、下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。 1 件の照会があり、資料のとおり回答しました。 報告第 3 号 農地の使用貸借の解約通知について、次のとおり、農地の使用貸借権の中途解約に係る通知を受理したので報告する。 資料のとおり 1 件受理をしました。 報告第 4 号 利用権の終了について、次のとおり、通知があったことを報告する。 資料のとおり 3 件利用権の終了処理をしました。 報告事項は以上となります。
議 長 (渡辺会長)	以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして議事日程 6「その他」に入ります。 事務局何かございますか

事 務 局 (鈴 木)	「地域計画」について、進捗状況を説明。
議 長 (渡辺会長)	以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事 務 局 長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉 会 (午後 2 時 2 8 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月5日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 江澤 正久

署名委員 井口 峰幸